

# 令和2年度介護保険データ分析・保険者支援業務 募集に係る企画提案仕様書

## 1 趣 旨

2000年の介護保険制度創設以降、高齢化の進行などにより要介護認定者数は増加を続け、それに伴って介護給付費が増大し、高齢者が支払う第1号保険料も上昇を続けている。

今後、2025年にいわゆる「団塊の世代」が75歳以上に達した後も高齢者人口は増加を続け、2040年には総人口の5人に1人が85歳以上になると見込まれるとともに、一人暮らしや認知症高齢者も増加し、介護や支援を必要とする高齢者は今後も大きく増加すると推計されている。

このような中、平成29年介護保険制度改正において、地域包括ケアシステムを深化・推進させ、介護保険制度の持続可能性を維持するため、全市町村が保険者機能を発揮して地域の課題を分析した上で、高齢者がそれぞれの状況に応じて自立した生活を送るための取組を行うことが制度化されたところ。

高齢化が一層進行する中で介護保険制度の持続可能性を維持するためには、保険者である市町村が介護保険事業計画に基づいて高齢者の自立支援や重度化防止に積極的に取り組むことが必要であり、府内市町村が地域の課題を分析し、課題に対する対応策を企画・立案した上で、効果的な取組と適切な指標を盛り込んだ、質の高い第8期介護保険事業計画を令和2年度中に策定できるよう、技術的支援を行う。

## 2 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

### (1) 市町村介護保険事業計画の策定に対する助言

京都府との連携のもと、市町村による介護保険事業計画の策定状況を定期的に把握し、内容について助言を行うこと。

#### ○年度当初

現行第7期市町村介護保険事業計画及び進捗管理について、京都府と連携して総点検を行い、第8期計画策定に向けた改善点等について、市町村と個別対面による意見交換・助言を行うこと。

#### ○7月頃

第8期市町村計画中間案を点検し、同様に個別対面による意見交換・助言を行うこと。

#### ○その他

計画策定に係る市町村からの質問や問い合わせに対し、電話やメール等により随時適切な助言を行うこと。

#### ○助言のポイント例

- ・厚生労働省の策定指針において求められている内容が盛り込まれているか
- ・データ分析に基づいた地域課題に対する効果的な施策立案がなされているか
- ・自然体推計に対して必要な施策反映が行われているか

- ・自立支援・重度化防止に向けた取組が記載されているか
- ・適切な進捗管理を行うことができる数値指標が記載されているか
- ・現行計画の進捗管理をふまえ施策や取組の改善が行われているか 等

## (2) 市町村に対する計画策定・進捗管理支援研修の実施

京都府と連携し、市町村職員を対象とした、計画策定・進捗管理支援研修を実施すること。

- 研修実施回数：2回（開催場所は京都市内）
- 会場の確保、国制度の説明、参加者の募集・受付、アンケートの実施・取りまとめは京都府高齢者支援課が行う。
- 必要に応じてグループワークを組み合わせるなど、受研者の理解が深まるような実施方法を工夫すること。
- 研修会の内容については、事前に京都府と十分に調整すること。
- 計画策定・進捗管理支援研修の内容例
  - ・国計画策定指針の詳細解説
  - ・地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能の活用方法
  - ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果等の分析手法
  - ・計画の目的と連動した適切な進捗管理を行うことができる数値指標（KPI）の設定
  - ・先進自治体の取組報告 等

## (3) 府内市町村が実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」結果の分析、課題抽出

府内市町村が実施した、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」結果を分析し、府内市町村毎や京都府の特性の把握や課題の抽出を行うこと。

- 市町村からの調査結果データの収集は京都府が行う。
- 全市町村共通の調査項目について分析を行い、市町村毎及び京都府の地域特性の把握や課題の抽出を行うこと。
- 分析結果は市町村介護保険事業計画や京都府介護保険事業支援計画に活用できるよう、グラフ等を活用して、理解しやすいものとなるよう工夫すること。
- 必要に応じ、介護給付データや認定データ等のデータも活用して分析すること。
- 分析内容の詳細については、京都府と十分に調整すること。

## 4 履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- ア 京都府健康福祉部高齢者支援課
- イ 受託者の所在地
- ウ 京都府保健所
- エ 京都府内市町村役場及び支所等
- オ その他京都府が指定した場所

## 5 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

## 6 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、京都府の承諾を得たときはこの限りでない。

## 7 成果品の提出

業務内容の結果を取りまとめ、報告書を作成すること。なお、報告書の取りまとめに当たっては、京都府の担当職員と十分な事前調整の上、検討経過等が明らかになるよう努めるとともに、本事業において得られた成果を今後も有効に活用できるよう資料整理し、今後の課題解決のために必要な事項等を明記すること。

### (1) 最終報告

#### ①報告書

- ・業務完了報告書（印刷物）10部
- ・分析の過程で得られた統計資料等のデータ
- ・上記データファイル（CD-R または DVD-R）2部

（報告書データファイルは、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint で作成すること）

#### ②提出時期

- ・令和3年3月下旬

## 8 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (2) 業務にあたり使用するデータ等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務における成果品及び中間成果物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は、京都府に帰属するものとする。また、成果品は、京都府が作成するホームページや印刷物等に使用できるものとする。
- (4) 本業務仕様書に定めのない事項については、受託者は京都府と協議し、その指示に従うこと。